

令和 6 年 6 月 21 日

令和 6 年広島県議会 6 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和六年広島県議会六月定例会議案目次（その二）

県第五十号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	一
県第五十一号	広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	六
県第五十二号	広島県税条例の一部を改正する条例	一〇
県第五十三号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	二一
県第五十四号	広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例	二五
県第五十五号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	二七
県第五十六号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	三〇
県第五十七号	広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例	三四
県第五十八号	工事請負契約の締結について	三六
県第五十九号	工事請負契約の締結について	三八
報第 六号	広島県税条例の一部改正について	四〇

県第五十号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十一条（略）</p> <p>一 職員が、噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。</p> <p>三 職員が、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に従事したとき。</p> <p>四 職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事したとき。</p> <p>五 職員が、前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につ</p>	<p>第五十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 警察職員が、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。</p> <p>三 人事委員会の定める職員が、前二号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につ</p>

き、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

一 (略)

イ 巡回監視 七十円

ロ 応急作業等 千八十円

二 前項第一号に掲げる作業 千八十円
三 前項第三号に掲げる作業 八百四十円

四 前項第四号に掲げる作業 七十円
五 前項第五号に掲げる作業 千八十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

3)

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

一 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合、前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合、前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合、前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

四 第一項第四号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第四号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合、前項に定める額にその百分の五十に相当する額

き、次の各号に掲げる額とする。

一 (略)

イ 巡回監視 四百八十円（当該作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。この号において同じ。）に行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

ロ 応急作業等 七百三十円（当該作業が夜間に行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円（当該作業が警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）で行われた場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

三 前項第三号に掲げる作業 八百四十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

を加算した額

附則

1-6 (略)

7 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第五十一条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同条第一項各号に掲げる作業の区分に応じ、同条第二項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則

1-6 (略)

7 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第五十一条第一号に掲げる作業

次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等(第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。) 同

条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業

同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業

同条第二項第三号の規定による額に同号の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額

8-10 (略)

11 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

一 第五十一条第一号に掲げる作業

次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等(第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。) 同

条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業

同条第二項第二号の規定による額に八百四

8-10 (略)

11 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同条第一項各号に掲げる作業の区分に応じ、同条第二項各号に定める額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

12・13 (略)

12・13 (略)

十円を加算した額
三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業
同条第二項第三号の規定による額に同号の
規定による額の百分の百に相当する額を加
算した額

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から施行日の前日までの間において令和六年能登半島地震による災害に関し、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前条例」という。）第五十一条第一項各号に掲げる作業に従事した職員（以下「令和六年能登半島地震派遣職員」という。）についても適用する。

(経過措置)

- 3 令和六年能登半島地震派遣職員が、改正前条例第五十一条第二項第二号に規定する警戒区域等で同条第一項第二号に掲げる作業に従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当については、改正後条例及び前項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、一、〇八〇円にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。
- 4 附則第二項の規定により改正後条例第五十一条を適用する場合又は前項の規定を適用する場合においては、改正前条例第五十一条の規定に基づいて支給された災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、それぞれ改正後条例第五十一条又は前項の規定による災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

(提案理由)

人事院規則の一部改正、令和六年能登半島地震への対応等を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改めるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

二 第二条の規定 令和六年九月一日

三 第一条及び附則第二項の規定 大麻取締法及び麻葉及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第一条本文に規定する政令で定める日

（経過措置）

- 2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「改正前大麻法」という。）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者の免許の有効期間内において、これらの者が前項第三号に定める日以後に改正前大麻法第十条第五項の規定による大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付のために納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定による改正後の広島県手数料条例表大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この項において「法」という。）の項の規定の施行前に、改正法附則第六条の規定に基づき改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例により行われる免許の申請に対する審査については、一件につき六千七百円の手数料を徴収する。

(提案理由)

大麻取締法の一部改正に伴う用語及び引用条項等の整理など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第五十二号議案

広島県税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県税条例の一部を改正する条例案
 広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続） 第二百一十一条の四 法第十一条の十第二項の規定により種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第六条の四の二（略） 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>二（略） 三 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」</p>	<p>（種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告手続） 第二百一十一条の四 法第十一条の九第二項の規定により種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第六条の四の二（略） 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）</p> <p>二（略） 三 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」</p>

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の三 (略)

(略)	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第一項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か ら第二十一 項まで若し くは第四十 一条の二	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第十三条 第一項の規定に より読み替えて 適用される租税 特別措置法第四 十一条第二項か ら第五項まで若 しくは第十項か ら第二十一項ま で若しくは東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に關する法 律第十三条第一 項の規定により 適用される租税 特別措置法第四 十一条の二

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

附則第六 条の四第 一項第一 号	又は阪神・ 淡路大震災 の被災者等 に係る国税 関係法律の 臨時特例に 關する法律 (平成七年 法律第十一 号)第十六	、阪神・淡路大 震災の被災者等 に係る国税関係 法律の臨時特例 に關する法律(平 成七年法律第 十一号)第十六 条第一項から第 三項まで又は東 日本大震災の被
---------------------------	--	--

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の三 (略)

(略)	(略)	(略)
附則第六 条の四の 二第一項 第一号	租税特別措 置法第四十 一条第二項 から第五項 まで若しく は第十項か ら第十九項 まで若しく は第四十一 条の二	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第十三条 第一項の規定に より読み替えて 適用される租税 特別措置法第四 十一条第二項か ら第五項まで若 しくは第十項か ら第十九項まで 若しくは東日本 大震災の被災者 等に係る国税関 係法律の臨時特 例に關する法律 第十三条第一項 の規定により適 用される租税特 別措置法第四十 一条の二

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、前条第三項の規定は適用しない。

附則第六 条の四第 一項第一 号	又は阪神・ 淡路大震災 の被災者等 に係る国税 関係法律の 臨時特例に 關する法律 (平成七年 法律第十一 号)第十六	、阪神・淡路大 震災の被災者等 に係る国税関係 法律の臨時特例 に關する法律(平 成七年法律第 十一号)第十六 条第一項から第 三項まで又は東 日本大震災の被
---------------------------	--	--

<p>附則第六 条の四の 二第一項 第一号</p>	<p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで</p>	<p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十項まで</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第十項までの規定</p>	<p>条第一項から第三項まで</p> <p>災害等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第十項まで</p> <p>租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第十項までの規定</p>
---------------------------------------	--	--	---	---

<p>附則第六 条の四の 二第一項 第一号</p>	<p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで</p>	<p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第四項まで若しくは第六項から第十項まで</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第九項までの規定</p>	<p>条第一項から第三項まで</p> <p>災害等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第九項まで</p> <p>租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第九項までの規定</p>
---------------------------------------	--	--	---	---

<p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)</p> <p>第十一条の二の三の二 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となった場合において、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、地方税法施行規則附則第二十二条の二第一項の規定による市町村長の承認を受けたとき(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)</p> <p>第十一条の二の三の二 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となった場合において、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、地方税法施行規則附則第二十二条の二第一項の規定による市町村長の承認を受けたとき(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第四十九条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の八に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽油引取税のみなす課税)</p> <p>第一百五十五条 (略)</p> <p>3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしよう</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第四十九条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の七に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽油引取税のみなす課税)</p> <p>第一百五十五条 (略)</p> <p>3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしよう</p>

とする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三條の四第一項（令附則第十條の二の第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

4 (略)

（軽油引取税に係る免税の手続）
第一百十二條の三 (略)

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七條に規定する用途に該当しないときその他令第四十三條の十五第五項（令附則第十條の二の第二九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3-5 (略)

第一百十二條の四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三條の十五第九項（令附則第十條の二の第二九項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三條の十五第六項（令附則第十條の二の第二九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5-8 (略)

附則

第十一條の二の十の二 (略)

（事業税の納税義務者等の特例）

第十一條の二の十一 第四十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの（前事業年度の事業税につ

とする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三條の四第一項（令附則第十條の二の第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

4 (略)

（軽油引取税に係る免税の手続）
第一百十二條の三 (略)

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七條に規定する用途に該当しないときその他令第四十三條の十五第五項（令附則第十條の二の第二八項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3-5 (略)

第一百十二條の四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三條の十五第九項（令附則第十條の二の第二八項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三條の十五第六項（令附則第十條の二の第二八項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5-8 (略)

附則

第十一條の二の十の二 (略)

いてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）とする。

第十一條の二の十二（略）

第十六條（略）
（軽油引取税の課税免除の特例）

- 一 船舶（令附則第十條の二の二第一項に規定するものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 二 自衛隊又は第五條第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十條の二の二第二項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十條の二の二第三項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- 三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十條の二の二第四項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同條第五項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- 四 農業又は林業を営む者その他令附則第十條の二の二第六項に規定する者が動力耕うん機その他の同條第七項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- 五 木材加工業その他の令附則第十條の二の二第八項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同條に規定する用途に供する軽油の引取り
- 2-4（略）
- 5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十條の二の二第二項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五條第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同條第三項及び法第四百四十四條の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6・7（略）

第十一條の二の十一（略）

第十六條（略）
（軽油引取税の課税免除の特例）

- 一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 二 自衛隊又は第五條第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十條の二の二第一項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十條の二の二第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- 三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十條の二の二第三項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同條第四項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- 四 農業又は林業を営む者その他令附則第十條の二の二第五項に規定する者が動力耕うん機その他の同條第六項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- 五 木材加工業その他の令附則第十條の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同條に規定する用途に供する軽油の引取り
- 2-4（略）
- 5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十條の二の二第一項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五條第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同條第三項及び法第四百四十四條の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6・7（略）

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)(以下ロにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。) 所得割額</p> <p>(1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第十条の二で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。))及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして令第十条の三に規定するものを含む。)をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)(との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))がある法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合その他令第十条の四第一項で定める場合)において、当該法人が剰余金の配当(</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p>

払込資本の額のうち令第十条の五で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものと同当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものと同当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる)とあるときその他令第十条の四第二項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの(1)に掲げる法人を除く。)

二一四 (略)
214 (略)

附則

(事業税の納税義務者等の特例)
第十一条の二の十一 第四十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第五条の七で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

附則

二一四 (略)
214 (略)

附則

(事業税の納税義務者等の特例)
第十一条の二の十一 第四十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第二条及び附則第四条の規定 令和七年四月一日
 - 二 第三条及び附則第三条の規定 令和八年四月一日
- (事業税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の広島県税条例(次項及び附則第四条において「七年新条例」という。)附則第十一条の二の十一の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の広島県税条例第四十七条第一号イに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る七年新条例附則第十一条の二の十一の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)附則第七条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第三条 第三条の規定による改正後の広島県税条例(次項において「八年新条例」という。)第四十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 八年新条例第四十七条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十一条の二の十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)第三条の規定による改正後の地方税法(以下「八年新法」という。)第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二

十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 七年新条例附則第十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の事業税、軽油引取税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出する。

県第五十二号議案

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地域再生法に規定する地方活力向上地域における
 県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び
 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
 に規定する産業振興促進区域における県税の課税
 免除に関する条例の一部を改正する条例案

地域再生法に規定する地方活力向上地域における
 県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び
 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
 に規定する産業振興促進区域における県税の課税
 免除に関する条例の一部を改正する条例

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第一条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (事業税及び不動産取得税の課税免除) (略)</p> <p>一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課す</p>	<p>第二条 (事業税及び不動産取得税の課税免除) (略)</p> <p>一 事業税 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課す</p>

<p>べき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第四条 公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>べき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第四条 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第三条 公示日から令和九年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以後三か年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によつて市町が当該特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後三か年度のものに限る。

一―三 (略)

2 公示日から令和九年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計(以下「自家労力による稼働日数」という。)がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以後五か年度のものに限る。

3・4 (略)

(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第三条 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以後三か年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によつて市町が当該特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後三か年度のものに限る。

一―三 (略)

2 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計(以下「自家労力による稼働日数」という。)がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以後五か年度のものに限る。

3・4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、課税免除等に係る地方税の減収補てん措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税、不動産取得税及び固定資産税の特例措置を延長するため、この条例案を提出する。

県第五十四号議案

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(県税事務所) 第三条 (略)			(県税事務所) 第三条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
広島県西部 県税事務所 (略)	広島市東区光 町二丁目 (略)	(略)	広島県西部 県税事務所 (略)	広島市中区基 町 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年十月十五日から施行する。

(提案理由)

広島県西部県税事務所を耐震性のある施設に移転させることに伴い、位置の表示を改めるため、この条例案を提出する。

県第五十五号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略） 事務</p> <p>十一の四の二 (1)―(11)（略） (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付 (13)―(39)（略）</p>	市町	<p>第二条（略） 事務</p> <p>十一の四の二 (1)―(11)（略） (12) 法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者が法第二十九条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときの届出の受付 (13)―(39)（略）</p>	市町
<p>第三条（略） 事務</p>	市町	<p>第三条（略） 事務</p> <p>（大麻取締法関係） 二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許 (2) 法第十条第一項の規定による大麻取扱者の免許の取消し (3) 法第十条第二項の規定による大麻取扱者の死亡等の届出の受付 (4) 法第十条第五項の規定による大麻取扱者名簿の登録事項</p>	広島市、呉市及び福山市
<p>二 削除</p>			

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するなどのため、この条例案を提出する。

県第五十六号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第四十七条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることとはできない。</p>	<p>(職員) 第四十七条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることとはできない。</p>

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(平成十八年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

付録（第二条関係） $\frac{\text{満1歳に満たない園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳に満たない園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳に満たない園児の数}}{15} + \frac{\text{満4歳以上の園児の数}}{25}$	付録（第二条関係） $\frac{\text{満1歳に満たない園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳に満たない園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳に満たない園児の数}}{20} + \frac{\text{満4歳以上の園児の数}}{30}$
--	--

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ
く幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広
島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
付録（第十九条関係） $\frac{\text{満1歳未満の園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳未満の園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳未満の園児の数}}{15} + \frac{\text{4歳以上の園児の数}}{25}$	付録（第十九条関係） $\frac{\text{満1歳未満の園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳未満の園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳未満の園児の数}}{20} + \frac{\text{4歳以上の園児の数}}{30}$

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 当分の間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、保育所及び認定こども園における職員配置基準について、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第五十七号議案

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和六年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を
廃止する条例案

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を
廃止する条例

広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和二年広島県条例第三十二号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金を新型コロナウイルス感染症対策に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てるために設置された広島県新型コロナウイルス感染症対策基金について、寄附金の受付が終了し、令和五年度中に全額を活用したことに伴い、当該基金を廃止するため、この条例案を提出する。

県第五十八号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり福山沼隈線道路改良工事（R六一一工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求めらる。

令和六年六月二十一日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 福山沼隈線道路改良工事（R六一一工区）

二 工事場所 福山市草戸町

三 請負金額 九六八、〇〇〇、〇〇〇円

四 請負者 広島市東区光町二丁目六番三一号

極東興和株式会社

福岡市中央区薬院一丁目一三番八号

株式会社 富士ピー・エス

五 工期 議決の日の翌日から

令和七年十二月十日まで

(提案理由)

福山沼隈線道路改良工事（R六一一工区）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第五十九号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般県道坂小屋浦線道路改良工事（四工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和六年六月二十一日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 一般県道坂小屋浦線道路改良工事（四工区）
- 二 工事場所 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目
- 三 請負金額 六三八、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 安芸郡熊野町初神一丁目一〇番八号
株式会社 熊野技建
安芸郡熊野町萩原八丁目七番八号
株式会社 横山建設
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和八年三月十八日まで

(提案理由)

一般県道坂小屋浦線道路改良工事(四工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

報第六号

広島県税条例の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求めらる。

令和六年六月二十一日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（徴収金の納付又は納入の場所等） 第七条の二 納税者又は特別徴収義務者が納税通知書（個人の県民税に係るものを除く。）、納付書又は納入書をもつて納付し、又は納入する徴収金は、会計管理者又は出納員に納付し、又は納入するほか、指定金融機関、収納代理金融機関、規則で定める郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）を含む。）の営業所、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により県税の収納に関する事務の委託を受けた者又は第三十三条の規定により県税の徴収に関する事務を委任した市町に納付し、又は納入しなければならない。</p> <p>（県民税の納税義務者等） 第三十四条（略） 2―4（略） 5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）</p>	<p>（徴収金の納付又は納入の場所等） 第七条の二 納税者又は特別徴収義務者が納税通知書（個人の県民税に係るものを除く。）、納付書又は納入書をもつて納付し、又は納入する徴収金は、会計管理者又は出納員に納付し、又は納入するほか、指定金融機関、収納代理金融機関、規則で定める郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）を含む。）の営業所、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第二項に規定する規則で定める基準を満たしている者として県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者又は第三十三条の規定により県税の徴収に関する事務を委任した市町に納付し、又は納入しなければならない。</p> <p>（県民税の納税義務者等） 第三十四条（略） 2―4（略） 5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活</p>

第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6-8 (略)

附則

第七条の四 (略)

〔令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除〕

第七条の五 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第二十七条、第二十八条から第三十八条の四まで、附則第四条の二第二項、附則第六条第一項、附則第六条の四の二第一項、附則第六条の五及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2) 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族(法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七

動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6-8 (略)

附則

第七条の四 (略)

条、第三十八条から第三十八条の四まで、
附則第四条の二第二項、附則第六条第一項、
附則第六条の四の二第一項、附則第六条の
五及び附則第七条の二第一項の規定を適用
して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第二百
十四条の三、第三百十四条の六から第三百
十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、
法附則第五条第三項、法附則第五条の四の
二第五項、法附則第五条の五第二項及び法
附則第七条の二第四項の規定を適用して計
算した場合の所得割の額

三 前二項の規定の適用がある場合における第
三十八条の二第二項及び附則第六条の五の規
定の適用については、これらの規定中「所得
割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第
七条の五第一項及び第二項の規定の適用を受
ける前のものをいう。）とする。」

〔令和七年度分の個人の県民税の特別税額控
除〕

第七条の六 令和七年度分の個人の県民税に限
り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除
額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生
計配偶者（控除対象配偶者及び法第二十四条
第八項の規定による判定をするときの現況に
おいて法の施行地に住所を有しない者を除く
）を有するものに限る。）の第三十七条、第
三十八条から第三十八条の四まで、附則第四
条の二第二項、附則第六条第一項、附則第六
条の四の二第一項、附則第六条の五及び附則
第七条の二第一項の規定を適用した場合の所
得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額
控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げ
る額との合計額（以下この項において「個人
の住民税の所得割の額」という。）が一万円
を超える場合には一万円に第一号に掲げる額
を個人の住民税の所得割の額で除して得た数
値を乗じて得た金額（当該金額に一元未満の
端数があるとき、又は当該金額の全額が一元
未満であるときは、その端数金額又はその全
額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の
所得割の額が一万円を超えない場合には同号
に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七
条、第三十八条から第三十八条の四まで、
附則第四条の二第二項、附則第六条第一項、
附則第六条の四の二第一項、附則第六条の
五及び附則第七条の二第一項の規定を適用
して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第二百
十四条の三、第三百十四条の六から第三百
十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、
法附則第五条第三項、法附則第五条の四の

二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 (略)

2 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 (略)

2 (略)

一四 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

2 第十一条 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 第十一条の二 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

2 第十一条の二の七 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二條の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六條の二の二に

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

2 第十一条 (略)

3 (略)

一四 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

2 第十一条の二 (略)

3 (略)

一四 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

2 第十一条の二の七 (略)

3 (略)

一四 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二條の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六條の二の二に

規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内と同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること）が困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十二条の三 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第一百十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一一五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和九年三月三

規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内と同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること）が困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年）」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十二条の三 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第一百十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一一五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和六年三月三

十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一一三（略）

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一项各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7（略）

（狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される

十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一一三（略）

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一项各号に掲げるものに基づき、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7（略）

（狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される

場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十條の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2
(略)

場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときは、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十條の二 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2
(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（徴収金の納付又は納入の場所等に関する経過措置）

第二条 令和八年三月三十一日までの間は、納税者又は特別徴収義務者は、この条例の施行の日の前日において、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十

二号) 第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準を満たしている者として現に県税の収納の事務の委託を受けている者に対し、納税通知書(個人の県民税に係るものを除く。)、納付書又は納入書をもって納付し、又は納入する徴収金を納付し、又は納入することができるとが。

二 専決処分年月日

令和六年三月三十一日

(提案理由)

地方税法等の一部が改正され、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税、狩猟税等に関する改正規定が、一部の規定を除き令和六年四月一日から施行されるため、広島県税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。